

○浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例

平成5年3月8日

条例第3号

改正 平成6年3月29日条例第3号
平成9年4月1日条例第2号
平成10年3月5日条例第1号
平成12年2月25日条例第1号
平成16年2月23日条例第1号
平成17年2月23日条例第3号
平成26年2月24日条例第1号
令和元年8月22日条例第3号

浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例（昭和45年浅麓環境施設組合条例第1号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例で一般廃棄物とは、人より排泄されたふん尿及びし尿浄化槽の汚泥、その他組合長が認めたものとする。

（一般廃棄物の処理計画）

第3条 組合長は、組織市町別に一般廃棄物の処理に関する計画を定めその計画を組織市町長に通知しなければならない。

（清潔の保持）

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下「占有者」という。）は、便槽等及びその周辺の清潔を保つように努めなければならない。

（占有者の協力）

第5条 土地又は建物の占有者は、法第6条の2第4項の規定によるほか、組合長が別に定める事項について協力しなければならない。

（必要な措置）

第6条 組合長は、一般廃棄物を適正に処理をするため必要があると認めるときは、占有者に対し当該廃棄物の処理に関する必要な措置を求めることができる。

（処理する産業廃棄物）

第7条 法第11条第2項の規定により、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物及び処理することが必要であると認める産業廃棄物は、当該産業廃棄物の処理が一般廃棄物の処理に支障のない範囲内において組合長が別に定めるものとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可）

第8条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとす

る者は、当該業を行おうとする市町を經由し組合長の許可を受けなければならない。当該事業を引続き行う場合も同様とする。

2 許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更の許可等)

第9条 法第7条の2第1項及び第2項の規定により、収集、運搬の事業の範囲を変更しようとするときは、前条の規定により許可を受けなければならない。

2 法第7条の2第3項の規定により、事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等を変更したときは、その旨を組合長に届け出なければならない。

(許可証の交付)

第10条 組合長は、第8条第1項及び前条第1項の規定により申請書を受理したときは、許可証を交付するものとする。

(許可証の有効期間)

第11条 許可証の有効期間は、2年とする。

(許可証の返納)

第12条 許可証の有効期間が満了し、又は事業の許可を取り消し若しくは事業を廃止したときは、その日から10日以内に組合長にその許可証を返納しなければならない。

(浄化槽汚泥処理申請)

第13条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)で定める浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽汚泥処理申請書により、組合長の承諾を得なければならない。

(一般廃棄物の収集、運搬等の基準)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)は、一般廃棄物の取扱について政令で定める基準及び組合長の指定する方法により行わなければならない。

(手数料)

第15条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し占有者から徴収する手数料は、収集量18リットルにつき152円とする。

2 1回の収集作業に要する距離が40メートルを超えるときは、40メートルを超える20メートルごとに200円を加算して徴収することができる。

3 手数料は、前2項により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算出金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

4 前3項に規定するもののほか、組合長が特に必要と認めた場合は別に定める。

(手数料の徴収)

第16条 前条で定める収集運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を徴収してはならない。

(手数料等の減免)

第17条 組合長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(遵守事項)

第18条 一般廃棄物の収集、運搬、処分に当たり占有者及び収集運搬業者は、条例に定め

るもののほか組合長の指示に従わなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の条例第9条の規定によってなされた汚物取扱業の許可は、改正後の浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例第8条の規定によってなされた一般廃棄物収集運搬業の許可とみなす。

附 則 (平成6年3月29日条例第3号)

この条例は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日条例第2号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月5日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日条例第1号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月23日条例第1号)

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月23日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条第3項の規定は、令和元年10月1日以後に収集した分の手数料について適用し、令和元年9月30日以前に収集した分の手数料については、なお従前の例による。